

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 50 年の秋ごろ、社会保険事務所（当時）から特例納付の納付書が送られてきたので、その納付書により、12、3 万円を市役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している納付書・領収証書の 1 枚目が実際に納付すれば手元に残るはずではなく、その納付書による納付は行われなかったものと考えられることや、特殊台帳等の記録により夫婦別々に国民年金保険料を納付していたという申立内容に不自然さがみられること、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、申立人から、通知された判断理由のうち、1 枚目の納付書・領収証書は手元に残らないはずと記されていることにつき、1 枚目と見られる領収印が押されているその妻の納付書・領収証書の写しが添えられた疑義照会文書の提出があり、当委員会で再度調査したところ、申立人が所持している納付書・領収証書が、当時、実際に納付が行われた場合に納付者の手元に残るものであったことが確認され、当委員会の「被保険者の手元に 3 枚複写の納付書・領収証書の 1 枚目は残るはずはない。」という判断は誤りであったことが明らかとなった。

このため、申立人が所持している納付書・領収証書が、実際に納付が行われた場合に納付者の手元に残るものであったことを踏まえ、改めて検討する

と、i) 申立人が所持している納付書・領収証書は領収印部分の欠損によって領収印の有無が確認できないものの、記載状況等から当時作成されたものと認められ、申立人が長期間にわたって当該納付書・領収証書を大切に保管してきた事実に鑑みれば、申立人が申し立てていたように、当該納付書・領収証書によって特例納付が行われていた蓋然性が極めて高いものと考えられるところであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料であると認めても差し支えなく、ii) たとえ夫婦の納付方法に関する主張にやや不自然さが認められるとしても、そのことをもって申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したであろうことまでを否定することはできず、ほかにもこれを否定できる事情は認められない。

したがって、改めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

平成3年3月に、夫がA市役所で、私の転入届と一緒に私の国民年金の加入手続きを行い、同年同月分の国民年金保険料を納付したはずであり、同市で加入手続きを行った証拠となる年金手帳も所持しているにもかかわらず、同年同月が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の被保険者資格取得日が平成3年2月27日となっているとともに、A市の押印が確認できるところ、改製原戸籍の附票により、申立人は同年3月12日に同市に転入していることが確認できることから、申立内容のとおり、申立人は同年3月ごろに国民年金の加入手続きを行い、同年2月27日付けで国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる。

また、上記のA市で加入した国民年金手帳記号番号は、オンライン記録では欠番となっていることから、いったん資格取得した後に取消処理がされていることが推認できるが、申立人の平成3年3月については、国民年金の強制被保険者期間であり、いったん資格取得した記録を取り消す理由は見当たらない。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人の夫が納付したと記憶する申立期間の国民年金保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致する上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月まで

A 社を出産のため退職した後、国民年金への加入手続を行い、欠かさず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であるところ、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の夫は申立期間の保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の関係から、申立人は、昭和 49 年 12 月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、この時点において、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和32年5月8日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所（現在は、C社B営業所）における資格取得日に係る記録を32年5月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月から26年5月まで  
② 昭和31年12月1日から32年10月1日まで

D川のEダム建設工事で、F建設又はF組という事業所に所属して働いていた時の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和32年10月1日からとなっているが、入社したのは31年12月なので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和32年5月8日から同年10月1日までの期間について、C社が保管する人事記録及びF健康保険組合の組合員記録（32年5月8日に組合員資格を取得）により、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、A社B出張所において、申立人及び申立人と同じ昭和32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚2名を除く他の同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、C健康保険組合の組合員資格取得日と同日、又はそれ以前の日であることが確認できる。

さらに、A社B出張所を除くG県内のA社各支店における同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、健康保険組合の組合員資格取得日とほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和32年

5月8日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間②のうち、昭和31年12月1日から32年5月8日までの期間については、C社が保管する人事記録により、当該期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間②当時、A社B出張所に入社した同僚が、入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあった旨を証言しているところ、ほぼすべての同僚について、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していないことが確認できることから、申立期間②当時、当該事業所においては、入社後の一定期間、厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いが存在したものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①について、申立人は、「F建設又はF組という事業所でEダムの建設工事に従事していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立てに係る事業所の所在地及び名称、勤務期間等の記憶が曖昧であるところ、申立人が従事したとする建設現場（Eダム）に近接した地域において、申立てに係る事業所に類似した名称の事業所が複数存在することが確認できたものの、いずれの事業所からも、Eダム建設工事に関与した旨の証言及び資料が得られず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、申立てに係る事業所における同僚の記憶が無い場合、周辺事情を調査できず、当該期間における申立人の勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B製造所において昭和20年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月25日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和5年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和19年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和20年3月15日から同年9月25日まで

昭和18年4月1日、A社C製造所に入社したが、D地の空襲がひどくなってきた20年3月初めごろ、E県F市の同社B製造所に疎開し、工場内の寮に寄宿して勤務していた。

しかし、その後、B製造所は、空襲で工場も寮も全焼して操業できず、罹災証明書ももらい、それぞれの故郷に帰省した。

申立期間①は、C製造所に正社員として勤務していたので、また、申立期間②は、疎開先であったB製造所へ転勤した期間であるので、両期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社C製造所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和20年3月15日に被保険者資格を喪失しており、備考欄に「B転勤」と記載されていることが確認できる。

しかし、A社B製造所（現在は、G社B営業所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月25日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B製造所において昭和20年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月25日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B製造所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①について、申立人と同郷で、一緒に集団就職によりA社C製造所に入社したとする同僚の証言から、申立人は、昭和19年4月に当該事業所に入社し、申立期間①において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、当時の労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）においては、女子は同法の適用対象とされていなかったところ、申立人については、昭和19年6月1日に施行された旧厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）により、女子も同法の適用対象とされたことに伴い、同法に基づく保険料の徴収が開始された19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、当該事業所の後継会社であるG社は、「当時の関係資料は保管していないが、労働者年金保険法の時代は、女子は対象となっていなかったため、昭和19年10月より前は、労働者年金保険の資格を取得させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年9月まで  
私の国民年金については、実家の母が、加入手続及び保険料納付を行っていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が初めて交付されたと記憶している国民年金手帳は、昭和47年1月31日発行の表紙が黄土色調のものであり、資格取得日は46年10月1日と記載されている上、「昭和46年度国民年金印紙検認記録」の同年9月以前の欄には、「納入不要」の押印が確認できる。

また、申立人は、その実母が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、同人からは詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人は、同人から当該加入手続及び保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月、国民年金制度が発足し、私は地区の被保険者宅をまわり集金する国民年金係を依頼され引き受けた。任期は 2 年で、最後まで問題無くその責務を果たした。

その私が、申立期間について、未加入かつ未納であったなど立場上あり得ない。申立期間の加入と納付の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民年金手帳は、昭和 36 年 4 月の資格取得時に交付されたものであると主張しているが、当該年金手帳には、国民年金被保険者資格取得日が 38 年 4 月 5 日、年金手帳の発行日が同年 7 月 17 日と記載されていることが確認できることから、申立人は、38 年 7 月ごろに 38 年 4 月 5 日を資格取得日として国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間中の昭和 37 年 6 月 \* 日に結婚しているところ、特殊台帳によると、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたとするその妻の申立期間は、当時は免除期間とされており、その後、47 年 3 月 20 日に当該免除期間について追納していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と同じく国民年金保険料の集金人として地区を分担してまわったとする 2 名のうち、1 名の国民年金被保険者資格取得日は、昭和 38 年 4 月 20 日であることが確認できる上、もう 1 名については、国民年金の被保険者記録を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 7 日から 38 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 6 日から 41 年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 12 月に A 社に入社したが、38 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、A 社の後に B 共済組合 C 物資部に勤めたが、正式に B 職員として採用された昭和 41 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、D 社から提出された臨時雇用員履歴書の写しにより、申立人は、当該期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、入社時期を記憶している同僚は、いずれも本人の記憶する入社時期の約 2 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所においては、当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあった状況がうかがえる。

また、A 社は、既に解散しており、当時の厚生年金保険の取扱いや、保険料控除に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、D社から提出された臨時雇用員履歴書の写し及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてB共済組合C物資部に勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、「申立人の在職中の年金加入記録等について確認書類は存在しないが、申立期間当時のBでは、臨時雇用員に対しては共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量にゆだねられていた。」としている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B共済組合C物資部は、申立期間②前の昭和35年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同日以降も当該事業所に勤務していたと証言している同僚について、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、他のB関連事業所において、再度、被保険者資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 1 月 1 日まで

A社に昭和 53 年 4 月から 56 年 12 月 31 日まで在籍していたにもかかわらず、同年 12 月の厚生年金保険の記録が空白となっている。

昭和 56 年 12 月も通常の勤務をし、通常の給与をもらって退職したのだから、空白になることはない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元総務関係者は、「当社は、退職願に記載されている日付の翌日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出た。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、昭和 56 年 12 月 30 日とされている。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、昭和 56 年 12 月 31 日とされ、備考欄には、退職日を示す「12/30 退」の記載が確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 105 名の同僚の被保険者記録を調査したところ、資格喪失日が月の末日である者と、月の初日である者が混在していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人と同日（昭和 56 年 12 月 31 日）に被保険者資格を喪失した元同僚は、同日付けで国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、「資格喪失日の属する月の保険料は発生しないので、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月15日から同年6月2日まで

昭和50年4月15日から53年4月19日までA農業協同組合のB職として勤務したが、農林漁業団体職員共済組合の組合員記録では、資格取得日が50年6月2日となっており、申立期間の記録が無い。

農協のB職になれば、就任日から農林漁業団体職員共済組合に加入したはずであると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の地元紙 (Cタイムス) の記事及び「A農業協同組合合併 20周年記念誌」の歴代役員名簿により、申立人は、昭和50年4月15日にA農業協同組合のB職に就任し、申立期間において、当該農業協同組合に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合が保管する組合員資格再取得届によると、申立人のA農業協同組合における組合員資格再取得日は、昭和50年6月2日とされていることが確認できる。

また、農林漁業団体職員共済組合の管理している記録によると、申立人は、昭和48年6月30日に農林漁業団体職員共済組合法による退職年金の受給権を取得し、同年7月から当該退職年金を受給しているが、その後、上記のとおり、A農業協同組合において共済組合員資格を再取得したことに伴い、農林漁業団体職員共済組合法第37条の規定に基づき、当該再取得日 (50年6月2日) の翌月の同年7月以降、退職年金が支給停止されていることが確認できることか

ら、当該退職年金を受給していた申立期間については、申立人は、農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を有していなかったものと考えられる。

さらに、A農業協同組合の事業継承団体であるD農業協同組合は、当時の関係資料(人事記録、貸金台帳、源泉徴収簿等)を保管していないとしている上、申立期間当時の総務担当者も、当時の状況は不明であるとしており、このほか、申立期間について、申立人が農林漁業団体により給与から掛金を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合の組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。